

第5 工場・事業場に関する規制、指導等

1. 法及び条例に基づく届出状況

平成18年度における水質汚濁防止法に基づく届出は、施設設置届4件、施設変更届2件、使用廃止届2件となっており、平成19年度は施設設置届4件、施設変更届2件、使用廃止届6件でした。

これにより、平成19年度末における総事業場数は、一日当たりの排出量50 m³以上の排水規制対象事業場が27事業場、排水量50 m³未満の排水規制対象外事業場が162事業場、合計189事業場となっています。

また、平成18・19年度における岩手県生活環境保全条例に基づく届出はありませんでした。なお、水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業場は表40のとおりです。

表40 大船渡市の水質汚濁防止法届出事業場（平成20年3月31日現在）

令別表 号番号	業 種 等	排水基準適用 事業場数 ^{注)}	排水基準適用外 事業場数	合 計
1	鉱業		1	1
1-2	畜舎関係		7	7
2	畜産食料品製造業	2	3	5
3	水産食料品製造業	9	28	37
5	しょう油製造業		1	1
8	製あん業		2	2
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業		1	1
16	めん類製造業		2	2
17	豆腐又は煮豆製造業		8	8
19	繊維工業		1	1
21-3	合板製造業		1	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業		3	3
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	1	1	2
33	合成樹脂製造業	1		1
54	セメント製品製造業			
55	生コンクリート製造業		3	3
59	砕石業	1	1	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		2	2
66-2	旅館業	3	45	48
66-5	食堂、レストラン	1	2	3
67	洗濯業		21	21
68	写真現像業		2	2
68-2	病院		1	1
70	廃油処理施設		1	1
71	自動式車両洗浄施設		23	23
71-2	科学技術に関する試験研究施設	2	1	3
71-4	産業廃棄物処理施設			
72	し尿処理施設	5		5
73	下水道終末処理施設	1		1
74	複数の特定事業場から排出される水の 共同処理施設	1	1	2
	合 計	27	162	189

注)排水基準が適用される事業場=排水量50 m³/日以上又は排水量が50 m³/日未満の有害あり(有害物質を排出)の事業場

2. 特定工場、事業場等への立入調査

市では、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例に基づく各種届出の照合、採水及び苦情発生時などにおいて、県（大船渡地方振興局）と連携を図りながら、工場、事業場への立入調査を実施しています。

平成18・19年度における立入調査の状況は、表41のとおり延べ83件となっており、うち6事業場については、排水基準を超過する排水を排出していたことから、法に基づく行政措置を行ったところ です。

また、苦情等における立入調査では、排水処理施設の管理不良による故障、あるいは排水処理施設の能力以上に排水しているなどの事例が見られました。

規制対象外事業場においては、排水処理施設の清掃が不適切なために汚濁物が大量に蓄積している、あるいは排水処理施設を設置せずに汚水を排出するなど、地域からの苦情が継続している事例も見受けられました。

なお、これらの事業場に対しては、届出の指導や排水処理施設の設置等について、指導等を強化しています。

表42に、行政措置及び指導状況を示しました。

表41 特定工場、事業場等への立入調査状況

年度	採水を伴う立入調査数	採水を伴わない立入調査件数	合計	排水基準超過件数
18	37	5	42	4
19	32	9	41	2

表42 行政措置及び指導状況

業 種	内 容		行 政 指 導					
	年 度		改 善 指 導		改 善 警 告		改 善 命 令	
			18	19	18	19	18	19
畜産食料品製造業			—	—	—	—	—	—
水産食料品製造業			3	—	3	1	—	—
洗 たく 業			—	—	—	1	—	—
動物系飼料製造業			—	—	—	—	—	—
し尿処理施設			1	1	1	—	—	—
食堂・レストラン			—	—	—	—	—	—
鉱 山			—	—	—	—	—	—
化学工業			—	—	—	—	—	—
試験研究機関			—	—	—	—	—	—
旅 館			—	—	1	—	—	—